

大村市立西大村中学校 いじめ防止基本方針

【 学校基本方針の目的 】

いじめの問題への対策を学校、家庭、地域社会が一丸となって進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにする。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より 抜粋

【 めざす児童・生徒像 】

校訓 「親和」「求学」「創造」

- 1 思いやりをもつことができる生徒（徳）・・・「親和」
- 2 学力の定着に努める生徒（知）・・・「求学」
- 3 地域で活動し自己有用感をもてる生徒（体）・・・「創造」

【 いじめ対策委員会 】

本校においては、毎週1回開催している「生徒指導部会」と「支援委員会」とを機能的にリンクさせ、“いじめ防止”“早期発見”“いじめに対する措置”のそれぞれについて、適切な情報収集・分析・対応に努めるものとする。また、状況に応じて、スクールカウンセラーや外部機関等の協力や助言を得ながら対応に当たる。

いじめ対策委員会

生徒指導部会

校長 副校長 教頭 主幹 生徒指導主事
各学年生徒指導担当 養護教諭

支援委員会

校長 副校長 教頭 主幹 養護教諭
特別支援コーディネーター各学年担当

SC

心の教室相談員
外部機関 等

【 P T A及び関係機関等との連携 】

P T Aとの連携においては、次の3点に力を入れる。

- ① P T A総会や学年・学級P T A等において、学校としての「いじめ問題」への姿勢を説明する。
- ② P T A新聞において、家庭教育の大切さを啓発する内容を掲載する。
- ③ いじめ防止に資するような講演会等の場の設定を探る。

生徒会活動においては、次の2つの取組を中心としながら、生徒に自浄力が備わることを目指す。

- ① 平和集会、人権集会等の開催に際して、全校生徒の意識を高める取組を展開する。
- ② あいさつ運動や履き物並べ運動、美化コンクールなどの取組に全校一丸となって取り組む。

《 いじめ問題への取組 》

【 いじめの防止 】

○教職員の意識高揚

- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめを隠さない」「いじめ問題は一人で抱えこまない」を常に意識し、どのような事案に対しても、西大村中学校教師集団として組織で対応する。
- ・「いじめ対策ハンドブック」等を活用しながら、いじめを生まない学級づくりや、学び合いの中で一人一人が大切にされる授業づくり等についての校内研修を推進する。

○生徒の規範意識や思いやりの心の育成

- ・あいさつ、掃除、履き物並べを徹底的に習得させる。そのために、教師集団が率先垂範の取組を展開する。教師の本気を生徒に伝え、それらの行いの先にある温かさや優しさを確実に感じ取らせる。
- ・いじめがいかにかに卑劣な行為であるか、常に生徒に訴えかける。地道で、且つ、継続的な取組こそが、いじめを許さない土壌づくりの一番の近道であることを職員間で共通理解する。

【 いじめの早期発見 】

○生活実態アンケートへの確実な取組

- ・毎月1回行っている生活アンケートは、これまでも数多くの生徒の声を拾い、悩みや苦しみから救ってきた。適切な方法によるアンケート実施、確実な結果集約、その後の情報共有、これらの取組を継続させることを“早期発見”の大きな手立てとする。

○風通しの良い職員室

- ・生徒の表情や言動について、どんな小さなことでも話題にしやすい職員室をつくる。また、情報交換が、学年職員間にとどまらず、管理職員にまで直ぐに届く教師集団をつくる。

○学校内外からの情報収集

- ・生徒からの情報、保護者からの情報に敏感に対応する。その大前提として生徒・保護者に「相談してみようか」と思われるような温かい職員集団であり、職員室であり、学校でなければならない。

【 いじめに対する措置 】

○誠意ある対応

- ・いじめにあった生徒の心にしっかりと寄り添うこと、傷ついている事実を正しく受け止めることを対応の基盤に置く。被害生徒及び保護者に対しては、どんなにケアをしても、しすぎることはないのだということを共通理解事項とし、**120%の対応**を心がける。

○正確な事実把握

- ・先入観や思いこみによる指導は、二次的なトラブルを生むことになる。したがって、**5W 1H（誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）**を正確に把握することに努める。その上で、「いじめている生徒」「心理的同調者」「無関心者」を明らかにする。

○それぞれの立場への指導

- ・いじめている生徒、心理的同調者、無関心者への指導を複数職員で組織的に行う。また、保護者への連絡も適切に行い、今後の生活の在り方について助言を行う。一定の解決を見た後も、いじめられていた生徒に対しては見守りを続けるとともに、いじめていた生徒に対しては、折に触れて必要な言葉かけ等を行っていく。

【 重大事態発生時の対処 】

○学校長の指示の下、「いじめ対策」委員会メンバー及び関係職員からなる対策本部を設置し、調査に当たる。

○大村市教育委員会に対して、調査結果の報告を速やかに行う。

○警察等の外部機関、あるいはマスコミ等への対応は管理職が行うことで、窓口を一本化する。

○PTA役員等への連絡を適宜行うとともに、必要に応じて保護者会を開催する。

《 いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応 》

